

鹿屋体育大学公開講座規則

改正

改正	{	平成 1 6 年 4 月 1 日
		規 則 第 1 3 号
	}	平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日
		規 則 第 1 4 号
		令和 4 年 5 月 1 6 日
		規 則 第 3 1 号
{	令和 8 年 7 月 6 日	
	規 則 第 2 5 号	

鹿屋体育大学公開講座規則（昭和 60 年 7 月 3 日規則第 15 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則第 5 0 条の規定に基づき、公開講座の開設について、必要な事項を定める。

（公開講座の開設）

第 2 条 鹿屋体育大学(以下「本学」という。)が開設する公開講座の種類は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

(1) 一般講座

ア 本学における教育研究の成果を広く社会に公開し、社会人等の教養を高めることを目的とする講座

イ 学校や社会における競技者等の技術向上又は運動による健康の保持増進を図ることを目的とする講座

(2) 専門講座 主として学校及び社会における体育の指導者を対象として、その資質の向上を図ることを目的とする講座

(3) 特別講座 公の機関からの委嘱を受けて実施又は共催により特別に開設する前各号に掲げるもの以外の講座

（実施計画の作成）

第 3 条 公開講座を実施しようとする者は、別に定めるところにより、実施計画書を作成し、学長に提出しなければならない。

（実施計画の承認）

第 4 条 前条の実施計画は、総務委員会の議を経て学長が承認するものとする。

（実施結果報告）

第 5 条 公開講座の当該年度における実施結果については、総務委員会へ報告するものとする。

（時期、場所等）

第 6 条 公開講座は、本学の授業その他重要な行事の実施に支障のない時間に行うものと

する。

- 2 公開講座は、本学の施設を使用して行うものとする。ただし、必要に応じて学外の施設を使用して行うことができる。

(講師)

第7条 公開講座の講師は、本学の教職員とする。ただし、学長が必要と認める場合は学外の学識経験者に対し、講師を委嘱することができる。

(修了証書)

第8条 学長は、公開講座において所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第9条 公開講座を受講しようとする者（以下、「受講者」という。）は、法令等に特別の定めがある場合を除き、受講の申請が受理された後、指定された支払期日までに講習料を納付しなければならない。

- 2 前項の講習料の額は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

- 3 既納の講習料の返還については、以下のとおり取扱うものとする。

- (1) 本学の事由により講座を中止した場合の返還額

ア 講座の全部を中止した場合は、講習料の全額を返還する。

イ 講座の一部を中止した場合は、未受講分に相当する講習料の額を返還する。ただし、教材費その他既に支出した費用については返還しない。

- (2) 天災その他受講者の責任によらないやむを得ない事由により受講が困難となった場合の返還額

ア 講座開始日の前日（国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号）第33条に規定する休日及びその他本学が特別に定めた期間を除く。）までに受講取消の申出があった場合は、講習料の全額を返還する。

イ 講座開始日以降に受講取消の申出があった場合は、未受講分に相当する講習料の額を返還する。ただし、教材費その他既に支出した費用については返還しない。

- (3) 受講者の自己都合による受講取消の申出があった場合は、講習料は返還しない。

- 4 前項に定める返還額の算定に当たっては、講座の実施形態及び実施時間数並びに実施回数その他の事情を勘案し、合理的に算定するものとする。

- 5 第3項による返還に係る振込手数料は、本学が負担するものとする。

(事務)

第10条 公開講座に関する事務は、広報・企画室において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平 2 1 . 1 0 . 2 1 規則第 1 4 号）

この規則は、平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

附 則（令 4 . 5 . 1 6 規則第 3 1 号）

この規則は、令和 4 年 5 月 1 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 8 . 7 . 6 規則第 2 5 号）

この規則は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。